

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	日本律令国家における夷狄身分の解体
Author(s)	渡邊, 誠
Citation	史学研究 , 305 : 1 - 28
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055666
Right	
Relation	



日本律令国家における夷狄身分の解体

渡邊 誠

はじめに

古代日本は当時の東アジアにおいて国際的に大きな影響力をもっていた唐を規範として、その進んだ統治システムである律令制を継受することによって国家の支配体制を構築した。その日本古代国家は、唐を中心とする国際秩序の内部において、唐に倣った国家体制を構想し、周辺諸国に対しては特に朝鮮半島の新羅（後に渤海を加える）を朝貢国（蕃国）と位置づける「小帝国」としての国際的地位を目指した。日本列島内部においては、天皇または国家の統治権の及ぶ範囲を「化内」、その外部を天皇の教化の及ばない「化外」として区別するとともに、内部的には賤民を良人から排除し、外部的には夷狄を排除して、良人による身分的共同体を構成し、天皇が擬制的な首長としてその共同体を代表したとされる。

このように日本律令国家は、内部では良人が賤民を支配し、外部には夷狄と諸蕃を従え、それらのうえに天皇が君臨することを支配理念とする国家体制であった。¹

本稿は、この身分秩序、なかでも特に夷狄身分の変質を、その身分を規定した律令国家体制の解体過程のなかに位置づけて考察しようとするものである。

これまでも古代国家における夷狄に関する研究は多く、分厚い蓄積がある。しかし、それらは往々にして蝦夷や隼人などを個別に扱って、その国家への服属の過程を論じることが多く、その身分の解消も、教化による国家支配の漸次的浸透の結果としての同化（公民化）と理解されてきたのではないだろうか。しかし、日本古代国家が「小帝国」構造をもつ支配体制を国家理念とし、その不可欠の構成要素として夷狄の存在を必要としたのであれば、その身分の解体は支配体制の

あり方と密接に関係しているはずである。また、その支配体制が夷狄のみならず諸蕃をも包み込むものであったことからすれば、律令国家体制のあり方には日本と周辺諸国との関係の変化が大きな影響を与えたであろうことが当然に考えられる。したがって、夷狄身分の変質・解体もまた、国際関係を視野に入れた日本律令国家の動向のなかに位置づけていかなければならない。

このような視点から夷狄身分を総体としてとらえていくことによつて、これまでは「矮小化」などと論じられるにとどまり曖昧であった律令変質期の九世紀の夷狄身分のあり方について新たな論点を提示したい。また、その考察を通じて、これまで議論のある個々の史料や事実の位置づけについても、より正確な理解が得られるものと考ええる。

なお、本稿は前稿「日本律令国家の儀礼体系の成立と蕃国・夷狄」(『九州史学』一七四、二〇一六年。以下、「前稿」と言えはこれを指す)を前提としている。あわせて参照していただきたい。

一 令制下の夷狄身分

① 「夷狄」概念について

考察に先立ち、まず「夷狄」概念について明確にしておきたい。本稿で言う「夷狄」とは、蝦夷・俘囚、隼人(畿内隼人は除く)などを包含した日本列島に住まう公民にあらざる

異種族を指す。近年、この「夷狄」概念については様々な捉え方がなされて混乱しているように見受けられるので、まずは私見を述べておくこととする。

養老賦役令集解・辺遠国条古記に「夷人・雑類謂_二毛人・肥人・阿麻弥人等類_一、問、夷人・雑類一歟、二歟、答、本一末二、仮令、隼人・毛人、本土謂_二之夷人_一也、此等雑_二居華夏_一、謂_二之雑類_一也、一云、一種無_二別_一とある。隼人や毛人(蝦夷)で「本土」(化外の地)にいる者を「夷人」と言い、「華夏」(化内の地)で公民と雑居する者を「雑類」と言い、本来は同一だったが存在形態の違いから「夷人」と「雑類」に分けられたとする。だから、「一種にして別無し」と両者を包括的に捉える説もある。同集解の令釈が「夷、東夷也、^レ挙^レ東而示^レ余、推可^レ知、雑類、謂_二夷人之雑類_一耳」とするのも、「夷」の一例として東夷を挙げつつ、「雑類」はその「夷人」の雑種であるとするのだから、同じことである。同条の義解に「謂、夷者夷狄也、雑類者亦夷之種類也」とあるように、「夷(人)」は「夷狄」であり、「雑類」はその一種なのであって、「雑類」も広い意味では「夷狄」の範疇に含めることができるのは、古記が一説には別なしとした通りである。

要するに、化外民である「夷狄」と、その一種で国家支配にやや慣れた「雑類」がいて、狭い意味での「夷狄」は前者であるが、広い意味では両者を「夷狄」として包含し得るということであり、この点に関して八世紀の古記と九世紀の諸

説との間に有意な認識の差は認められない。そして、辺遠国条の本文が「辺遠国有^二夷人・雜類^一之所」の公民の課役負担のあり方を問題にしているように、「夷人・雜類」は課役負担者とは区別された存在であり、公民ではない（この条文はあくまで夷人・雜類の居住地域における課役のあり方を問題にしたものであり、夷人・雜類が負担する課役についての記述と解すべきでないことは永山修一・吉野秋二両氏の研究に詳しい³）。このような「夷人・雜類」のうち「夷人」には蝦夷や本土隼人が該当し、「雜類」には俘囚や朝貢隼人が該当するものと思われる。

なお、養老職員令集解・玄蕃寮条の玄蕃頭の職掌のうち「蕃客辞見・讎饗送迎、及在京夷狄」に対する古記の注釈に「在京夷狄」として墮羅・舍衛・蝦夷等を挙げ、「又説」として「除^二朝聘^一外、在京唐人等、皆入^二夷狄之例^一」とあるのは、玄蕃寮が職掌として管轄する「在京夷狄」の対象を例示したうえで（隼人を挙げないのは隼人司の管轄だからであり、夷狄でないからではない）、本来は夷狄の範疇には入らない在京唐人も「在京夷狄」と同じように玄蕃寮の管轄対象に入れて扱う、という意味であって、唐人がイコール夷狄なわけではない。同一内容を述べる令釈が「除^二朝聘^一外、蕃人亦入^二夷狄之例^一」とするように、あくまで唐人の法的概念は「蕃人」である。それは養老雜令・蕃使往還条の義解にみえる国内居住の新羅人が「当方蕃人」であることと同様である。

また、養老考課令に玄蕃寮の勤務評価項目「最」として挙

げる「蕃客得^レ所」に対する集解所引の古記に「蕃客得^レ所、謂問^二聞情願^一、申^レ官処分、問、蕃客与^二夷狄^一、若為別、答、蕃客稱所者、兼^二朝聘并在京夷狄等^一也、唯稱^二夷狄^一所者、不入^二朝聘之使^一也」とあるのも、あくまで玄蕃寮の評価項目として何が該当するか説明する文脈で理解すべき記事である。すなわちこの注釈は、職員令に記載する職掌が「蕃客」と「在京夷狄」への対応であることを前提として、考課令の条文に「蕃客」としなくても、「在京夷狄等」に対する応対も評価対象となる、という法の運用上の解釈として理解しなければならぬ。

これらの古記は決して、「蕃客」という語句の一般的な意味として「夷狄」を含むと述べているわけでもなければ、法的概念としての「夷狄」と「蕃人」に区別がないことを示しているわけでもない。古記は、養老賦役令集解・没落外蕃条において「毛人・隼人」を「不足^レ稱^レ蕃」と明確に区別したうえで、法の運用上は「没^二落外蕃^一得^レ還者」に対する課役免除規定は毛人・隼人に略取された者に対しても別なく適用されると説明するように、「蕃」と「夷」とを国家形成の有無によって明確に区別したうえで、「蕃」に関する条文を「夷」にも準用する法解釈を行っているのである。近年、大高広和氏が先の玄蕃寮関係の条文に基づいて令制当初には「蕃」と「夷」の区別がなかったとする説を提起しているが、それは法の運用上の解釈という視点を欠いた史料の誤読と言わざるをえない。

また、夷狄身分は「蕃」との区別よりもむしろ、良賤身分との対置で存立するものであり、それぞれの身分は、それに付帯する権利・義務または規制と、その有無によって形をなす。良賤の身分的指標の枠内になく、国家を形成していない集団を出自とする人々が夷狄である。本稿の基本的な立場は、そのあり方を史料上の語義として論じるのではなく、法的な「身分」として、それに付帯する規制や待遇から法制度上の立場を具体的に把握し区別しようとするものである。

言葉は本来的に多義的なものであり、異なる使用のされ方をした用例をいくら並べてみても概念は拡散するばかりで生産的な議論にはならない。たとえば『経国集』巻二〇・策下・天平宝字元(七五七)年十一月十日对策文に新羅を指して「夷狄難^レ化」とあるように、「夷狄」の語が蕃国を含む国家の領域外の存在一般に対して使用された用例があるからといって、それによって法的身分概念としての夷狄の存在が否定されるわけではない。それは単に、その個別的な用例が法的身分としての夷狄とは異なる用法で使用されているというだけのことである。それらの用法と法概念としての用法とを分けるのは個々の言葉を法的に意味づけている諸制度との結びつきである。だからこそ、夷狄身分の理解は、法制度上の待遇の面から考察されなければならないのである。

公民と夷狄とを分ける身分的指標としては、課税負担の有無こそが重要である。個々に待遇に違いがある蝦夷・俘囚・隼人であっても、この点で上位概念である夷狄として把握さ

れることになる。以下、個別に検討していこう。

② 蝦夷・俘囚の身分・待遇

古垣玲氏によれば、律令国家に服属した蝦夷は、姓名に「蝦夷」「蝦狄」「夷」などを冠して呼ばれ、居住地の地名+君(公)の姓と蝦夷爵を与えられた首長の率いる地縁集団であり、国郡制支配の外縁部にあつて国府に朝貢して饗給を受け「夷禄」に預かる存在であつた。それに対して俘囚は、地縁のまとまりを失い個人・親族単位で服属したエミシとして部姓と位階を与えられ城柵支配下に置かれた人々であつた。

蝦夷は、弘仁三(八一二)年に遠田郡人竹城公金弓らが「未^レ脱^二田夷之姓^一」として「改^二本姓^一為^二公民^一」、被^レ停^レ給^レ禄、永奉^二課役^一」と願ひ出たように公民ではなく、その身分は「田夷之姓」によって象徴されていた。

この遠田郡は『続日本紀』天平二(七三〇)年正月辛亥(二十六日)条の「陸奥国言、部下田夷村蝦夷等、永悛^二賊心^一既^レ從^二教諭^一、請^二建^二郡家于田夷村^一、同^二為^二百姓^一者、許^レ之」という措置によって建郡されたと考えられ、その村の蝦夷は等しく「百姓」とされた。しかし、その郡領となつた遠田君雄人は外従七位上を授かりながらも、あくまで「田夷」と呼ばれており、郡内の竹城公金弓も弘仁三年まで夷禄を支給される不課口身分だつたように、一般公民とは異なる扱いを受けている。それは、霊亀元(七一五)年に、それまで陸奥国府に朝貢して昆布を貢納してきた間村の「蝦夷」が「建^二郡

家^一、同^二於百姓^一」ことを願ひ、許されて以後も「共率^三親族^一、永不^レ闕^レ貢^一」として国府への朝貢を継続しようとしているのと同様である。ここで言う「百姓」とは、靈龜元年の事例の閭村とは別の蝦夷が狄徒に抄略されることを恐れて「造^三建郡家^一、為^三編戸民^一」ことを願った「編戸民」に等しい概念だが、それは決して「課役民」を意味しないのである。

すなわち、熊谷公男氏が論じるように、遠田郡は服属した蝦夷集団単位で編成して族長を郡領に任じたものにすぎず、律令制的な調庸收取は行われていなかったと考えられる。そして、竹城公金弓の事例からわかるように、課役負担の有無こそが「夷」と「公民」とを分かつ身分的指標なのであり、建郡して「百姓」「編戸民」とされていったとしても、彼らはあくまで非公民たる「夷」であつた。¹¹⁾

俘囚もまた課役を負担する公民でなかつたことは『続日本紀』宝龜元(七七〇)年四月癸巳朔条に「除^二俘囚之名^一、輸^三調庸之貢^一」とあることから知られる。その奥羽本土での待遇は不明確だが、諸国に移配された俘囚には食糧と買料木塩が支給され、¹²⁾ 国がその生活を保障した。これは後の俘囚料に当たる。

③ 隼人の身分・待遇

隼人もまた、前稿で論じたように、養老賦役令集解・没落外蕃条の古記が「赴^レ化^二」¹³⁾「帰命^一(帰化)して新たに課役負担者となつた場合の給復の有無を問題としてしていることから、

本来的には課役を負担しない非公民であつたことがわかる。また、その公民への身分の変更は、例えば誤つて雑戸とされた者の身分の訂正が国衙レベルで事実確認されただけでは実行されず中央の裁下を必要とし、¹⁴⁾ 雑戸や奴婢、蝦夷・俘囚などを良人(公民)とする措置が勅裁であつたことからわかるように、単に国家支配に馴致し風俗が同化することによって国郡の判断で次第に公民へと移行させていくような性質のものではなく、個別に国衙を通じて中央に申請し、天皇の裁可を経てようやく認められるものであつた。このことは律令制下の身分秩序が理念的に天皇のもとに一元化されていることを示している。

養老賦役令集解・辺遠国条の古記に「隼人・毛人、本土謂^二之夷人^一也」とあつたことからすると、南九州の隼人(本土隼人)は「夷人」に相当するだろう。前稿で確認したように、そのなかから選抜された人々は六年ごとに郡司に率いられて上京し「貢調」して天皇臨席の賜宴にあずかり、風俗歌舞を奏する。これは蝦夷の朝貢と正月儀礼への参列に比すべきものである。隼人が正月儀礼で蝦夷のように饗応の対象とならないのは、入京時に朝貢儀礼を済ませ、朝賀では入場門外に陣列して邪を祓う吠声を行い、踏歌節会では風俗歌舞を披露するといった、儀礼に奉仕する立場に変わるからである。この朝貢後に在京して奉仕する立場となつた隼人には手厚い時服と糧料が支給された。これは移配俘囚の俘囚料に比すことができる。六年間在京する朝貢隼人を「雑類」に相当する

としたのはそのためである。

なお、天武・持統朝に畿内諸国に定住して編戸された畿内隼人は課役を負担する公民であり、夷狄のなかには含まれない。養老職員令・隼人司条の義解によれば、一年交替で番上して朝廷儀礼に奉仕すると、その期間の課役が免除された。

この分番上下する隼人は、延喜隼人式にみえる「番上隼人」だけでなく、延喜兵部式・騎士勘籍条に「隼人司作手隼人廿人、省随^レ其解移^レ申^レ官、勘籍補之、其考帳者、毎年送^レ省」とある作手隼人も該当するだろう。彼らは隼人司に所属して油絹や竹製品の製造に携わり、考を得て位階の昇進に預かる存在であった。¹⁵ 養老職員令・隼人司条に「作手隼人」の名はみえないが、隼人司の管掌事項に「造^レ作竹笠^二事」があるため、この条文の義解に言う分番上下する隼人のなかには後の作手隼人も含まれると考えて差し支えない。この作手隼人と類似した存在形態を有するのは雑戸である。例えば、内蔵寮に所属する左京の百濟手部は一番五人の二番交替で工房に勤務する雑戸とされ、調・雑徭の免除に加え、考を得る存在であった。¹⁶ このように、隼人司に上番勤務して下番時には課役に従う畿内隼人の身分は雑戸に近いものと言うことができ

二 夷狄身分の解体過程

1 夷狄の朝貢の終焉

① 蝦夷・俘囚の朝貢停止

「夷人・雑類」(広い意味での「夷狄」)に相当する蝦夷・俘囚および朝貢隼人の朝廷儀礼への参列や奉仕は、日本律令国家の「帝国」的國家構造の構成要素の一部であった。そのため、彼らのあり方は國家構造の変質・解体とともに大きく変化していくことになる。

文武百官および蕃客・夷狄のうゑに君臨する天皇という「帝国」的國家構造を表象する律令國家の國家儀禮は、新羅との外交關係が途絶え、新羅との間に君臣關係を樹立する外交方針が事實上放棄された宝龜年間から變質を始め、夷狄や蕃客の参列が次第にみられなくなり、最終的には天皇と人格的紐帯で結ばれた限られた廷臣からなる宮廷儀禮へと姿を変えていく。

日本律令國家の「帝国」型國家儀禮として前稿では元日朝賀、踏歌節會、射禮を挙げたが、そのうち、蝦夷・俘囚が参列し朝貢隼人が風俗歌舞を披露して全官人の参加のもと最も盛大に挙行される正月の饗宴儀禮であった踏歌節會は宝龜五(七七四)年から参列者が五位以上に限られるようになり、¹⁷ 儀禮の縮小がはじまる。

その宝龜五年を最後に、同年正月二十日には「停^二蝦夷・

俘囚入朝」という詔が出され、その後は毎年正月に蝦夷・倭囚が上京して元日朝賀と踏歌節会に参列することはなくなった。折しも陸奥国からは「征夷便宜」が提起されており、半年後の七月には海道蝦夷が桃生城を襲撃して、泥沼の三十八年戦争へとなだれ込んでいく時期に当たった。しかし、征夷の終焉後も蝦夷の朝貢は再開されなかったことから、熊谷公男氏は根本的な原因を蝦夷との対立にはなく、「華夷思想、あるいは小帝国主義にもとづく蝦夷の朝貢の廃止」に求めている。

宝亀九年六月には陸奥・出羽国司以下の征夷に対する論功行賞が行われているように、奥羽情勢はいったん小康状態となり、同年に遣唐使が唐使を伴って帰国した際には、年末に陸奥・出羽両国に命じて蝦夷二〇人を召し、翌宝亀十年四月の唐使入京における儀衛として、京城門外の三橋で騎兵二〇〇人とともに列立させた。これは、かつて唐に対して服属民として蝦夷を紹介した斉明朝の事績を踏まえてのことであろう。しかし、その後の唐使をもてなす饗宴に蝦夷が参列した様子は『続日本紀』の各条にはみられない。同様に、この時期には蝦夷を召すことが可能だったにもかかわらず、渤海使が参列した宝亀十年正月の儀礼に蝦夷が参加した様子もない。以上のことから熊谷説は支持できる。

② 隼人の朝貢停止と奉仕形態の変化

隼人に関しては、やや遅れて延暦二十（八〇一）年に大宰

府による朝貢隼人の貢進が停止された。ただし、六年交替が原則であった朝貢隼人の貢進は、宝亀年間には七年間隔となり、さらに延暦二年の貢進後は十年間にわたって交替がなかった。そして、延暦十二年の朝貢から八年が経過した延暦二十年に、交替のないまま朝貢は停止されるのである。このように隼人の朝貢交替制もまた、停止されないまでも、次第に弛緩していた。隼人の朝貢停止がやや遅れるのは、蝦夷が儀礼の参列者であったのに対して、隼人は吠声や風俗歌舞に奉仕する舞台装置として儀礼に組み込まれていたがゆえに、容易に停止できなかったためであろう。しかし、それも外交関係の変質のなかで役割を終えていく。

隼人の朝貢が停止された延暦後半期は、宝亀年間の新羅使の途絶に続く渤海との外交関係の再編期に当たった。

渤海に対しても日本は新羅と同様に臣下の礼を求め、君臣関係を表す「表」の書式による外交文書の提出を要求していたが、その要求は宝亀十（七七九）年が最後であり、その後、出羽に漂着して迎接儀礼の形跡がない延暦五年来日の使節を挟んで、延暦十四年来日の渤海使に対して日本は君臣関係よりも緩やかな上長に奉じる「啓」をもって礼式に叶う書式とする姿勢を打ち出した。そして、渤海に対しても君臣関係の樹立を放棄したうえで、この度の渤海王の「啓」が天平勝宝以前の旧儀に違うことを叱責し、礼式を具備しない場合は国交断絶もやむなしとして、礼式を備えた国交の継続か断交かの選択を渤海に迫った。結果は、渤海が「朝貢之年限」を請

うなど低姿勢に出て国交継続を望んだため断交には至らず、延暦十七年来日の渤海使から、あらためて君臣關係を求めない形での外交使節の受人がはじまることは石井正敏氏の研究に詳しい。⁽³⁰⁾

このように、「帝国」的理念に依拠しない新たな外交關係がはじまって間もなく、隼人の朝貢は停止された。蝦夷・隼人の朝貢停止は、辺境の現地から夷狄を定期的に朝貢させ奉仕させる服属儀礼の終焉を意味する。ここに、日本律令国家の「帝国」的性格が大きく後退したのである。

延暦二十年の隼人の朝貢停止以降は、朝貢隼人の一部がそのまま畿内に抑留された「今来隼人」として、それまで朝貢隼人の担ってきた役割を演じていくことになるが、延暦二十四年には、踏歌節会における隼人の風俗歌舞も停止された。⁽³¹⁾ 同年末、畿内隼人から選ばれて朝貢隼人とともに儀礼に奉仕してきた番上隼人の定数が八〇人から四〇人に削減されたのも、この措置と関わるであろう。また、同時に削減された雅楽寮の歌女も、畿内周辺諸国で代々歌謡を伝習する「能歌人」として歌人（歌男）とともに節会で「立歌」を奏した者たちであった。⁽³²⁾ 隼人の風俗歌舞の停止と供奉者の削減、奏歌の縮小という形で、踏歌節会の簡略化がさらに一層すすめられているのである。

そして、踏歌節会は大同二（八〇七）年十一月には停止され、弘仁三（八一二）年に再開されたあとも、それまで行われていた榛措衣を着用しての群臣・蕃客による踏歌は廃止さ

れてしまいが、この節会の停止と時を同じくして、大同三年正月には隼人司が衛門府に併合された。⁽³³⁾

隼人司は同年八月に衛門府が衛士府に統合・廃止されたために再置されて兵部省管下におかれ、年末には「定額隼人（今来隼人）の欠員補充規定も定められるが、これは隼人が踏歌節会だけでなく元日朝賀や御薪、大嘗祭、行幸にも欠かせない存在であったためである。むしろ重要なことは、この今来隼人がそれまでの朝貢隼人と異なり夷狄ではなくなっていることだが、そのことは後述する。ともかくも、「帝国」型国家儀礼であった踏歌節会の縮小と隼人の奉仕形態の変化とが密接に関連することを見て取ることができるであろう。

また、元日朝賀などで行われる隼人の吠声について、延喜隼人式・大儀条に次のようにある（〈〉は割書）。

凡元日・即位及蕃客入朝等儀、官人三人・史生二人率^レ大^レ衣二人・番上隼人廿人・今来隼人廿人・白丁隼人一百卅二人、分陣^レ応天門外之左右、〈蕃客入朝、天皇不^レ臨^レ軒者不^レ陣、〉群官初入、自^レ胡床一起、今来隼人発^レ吠声三節、〈蕃客入朝、不^レ在^レ吠限、〉

「蕃客人朝」において隼人は吠声しないという。従来の研究では、これは八世紀以来の本来的なあり方とみられてきたように思われる。⁽³⁴⁾ しかし、私見ではそれは誤りで、天長年間以降に始まる新たな形態と考える。

「不_レ在_三吠限_一」とされた「蕃客人朝」とは、ここでは冒頭の「元日・即位及蕃客人朝等儀」を受けたもので、具体的には延喜近衛式・大儀条が「元日・即位」とともに「大儀」と規定する「受蕃国使表」の儀（蕃国使が外交文書と信物を奉呈する儀式。延喜式部式下では「受諸蕃使表及信物」を意味する⁽⁴⁰⁾。この「蕃客人朝」を「蕃客が入朝している時」という意味で理解してしまつては、短い一連の文章のなかの同一表現を異なる意味で解釈することになるため不可である。「蕃客人朝、天皇不_レ臨_レ軒者不_レ陣」も同様に受蕃国使表の儀を限定的に指すことは、蕃客参列の朝賀に天皇が出御しなかつた事例が存在せず、一方で受蕃国使表の儀では天皇が出御しない事例が九世紀にみられることから明らかである。

このように解釈した場合、この条文は蕃客参列時の朝賀における隼人の陣列・吠声の有無を全く問題にしていなことになるが、それは、天長年間以降になると渤海使の迎接儀礼が四〜五月頃に行われるようになり、正月元日の朝賀には参列しなくなることを受けているからであろう。この条文の成立を天長年間以降とみる根拠はここにある。

そもそも、蕃客迎接儀礼から日本の土俗的な要素を排除しようという発想が、八世紀に果たして存在しただろうか。蝦夷は蕃客とともに朝賀に参列して拝賀し⁽⁴¹⁾、踏歌節会では蕃客の前で「東国・隼人等楽」が奏された⁽⁴²⁾。唐使を迎えるに当たって蝦夷を儀衛に並べたことは先に触れた。蕃客参列の朝賀で四拜を減じて再拜とし、拍手しなかつたのも君臣関係を求め

ない外交が成立した延暦十七年来日の渤海使に対する迎接儀礼が初見であり⁽⁴³⁾、土俗的要素の排除はそれ以降の発想と考えられる。むしろ八世紀には、蝦夷や隼人が服属する様を蕃客にみせることで、小世界に君臨する「帝国」の主としての天皇の權威が誇示されてさえた。そうした要素を取り除いて「より中国のそれ〔礼教的観念―引用者〕に酷似した形に整えようとした⁽⁴⁴⁾」のは、小中華意識の表れというよりむしろ、列島内の様々な支配関係をも包摂した日本律令国家の「帝国」性を希薄化するものだったとみるべきである。

2 夷狄の公民化政策

① 蝦夷・俘囚の公民化政策

夷狄の朝貢が停止されると、彼らの身分的な取り扱いにも変化が現れた。

まず、蝦夷・俘囚について見てみると、その変化がみられるのは延暦十七（七九八）年頃からである。

延暦十三年の征夷で大きな戦果を挙げて以降に増加した帰降エミシの処遇が、この頃から大きな課題となっていた。それと合わせて、征夷が終結に向かいはじめたことよって、宝亀五（七七四）年の儀礼縮小にはじまる「帝国」的秩序の解体に伴う夷狄身分の見直しも、君臣関係を前提としない外交関係の再編と軌を一にして本格的に着手されはじめたのである。

『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・大同元(八〇六)年十月壬戌(三日)条には、近江国の「夷俘」六四〇人を大宰府に移して防人とする勅がみえ、彼らに対して「禄物・衣服・公粮・口田之類、不_レ問_二男女_一、一依_二前格_一」という措置がとられている。この「前格」とは相模・武蔵・常陸・上野・下野・出雲に移配された「帰降夷俘」に「時服・禄物」を毎年支給するとした延暦十七年六月二十一日勅を指すであろう。⁽⁴⁷⁾『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十九年三月己亥朔条によれば、出雲国に移配された俘囚は冬の衣服を支給され、給饗賜禄され、同年の班田の対象にもなっており、ほぼ大同元年勅の内容に等しい。延暦十七年勅に口分田班給のことがみえないのは班年以前だったからであり、延暦十九年の班田に際して加えられたらしい。これらの措置は延暦十七年勅の末尾に「自余所_レ須_レ先申後行」とあるように、帰降エミシが移配された他の国にも申請に従って順次適用されていったと思われる。陸奥国でも、延暦十九年には「帰降夷俘」に対する「夷俘食料充用不足」が問題となっており、粮料支給は移配諸国に限られない。⁽⁴⁸⁾

ここで注目したいのは、元来は「蝦夷」に対して行われた饗宴と賜禄や、「俘囚」に対する食料支給の対象が「夷俘」となっていて、蝦夷と俘囚とを区別していない点である。

令制下においては、蝦夷(夷)と俘囚(俘)は明確に区別され、その待遇も異なっていた。ところがここでは、延暦十七年以降、その区別が曖昧になり、待遇が同質化している

のである。⁽⁴⁹⁾それは、俘囚を対象としていた従来の諸国移配とは異なり、征夷後の移配は大量に帰降した「夷」と「俘」の両方を対象としたことも理由の一つだが、移配の場合に限られるわけではない。これ以降、本来「夷」であるはずの宇漢米公や爾散南公を移配地で「俘囚」とも呼んだばかりでなく、出羽国に「公」姓をもつ「俘囚」がみられたり、以前は「夷」に対して行われていた奥羽の国府での饗が「俘饗」と呼ばれ、その禄の対象も「俘囚」とされる例があるなど、九世紀にはもはや「夷」と「俘」が相互に通用するものとなっている。

この「夷」と「俘」の同質化は、夷狄を一律に公民として扱おうとする新たな政策と関連する。彼らが口分田の班給対象とされたのも、この公民化政策によるものである。⁽⁵⁰⁾

『類聚三代格』卷一七・蠲免事・延暦十七年四月十六日太政官符によれば、当時、大宰府管内諸国では、調庸を賦課された「俘囚」が山野に逃散して抵抗したため、「正身」からの徴収を諦めて「蕃息」(繁殖して数が増える)に至ってから課役を徴収することとした。官符末尾に「諸国准_レ此」とあるように、この措置は大宰府管内に限ったものではなく、全国的に「俘囚」に対する調庸賦課とその延期が行われたと考えられる。ここに言う「俘囚」とは、先述のように同質化した「夷」と「俘」の両方を含むものである。以下、延暦十七年以降については、特に断らない限り、俘囚と言えは同質化した夷・俘の双方を含むものを指す。

鈴木拓也氏は移配俘囚への調庸賦課を八世紀以来の政策と論じたが、⁽⁵⁶⁾そうではなく延暦年間に初めて開始された政策とみるべきことは、前稿で論じた通りである。なお、その際、「蕃息」の意味については筆者の誤読であり、鈴木氏も「子孫が増えているとしたのは筆者の誤読であり、鈴木氏も「子孫が増える」意味で解釈しているとご指摘を受けた。お詫びして訂正したい。ただ、それならなおさら、征夷による移配俘囚の増加で調庸の収取が困難になったという説明と、子孫が増加してから調庸を徴収するという官符の内容とは矛盾するだろう。先述の通り令制本来の俘囚は非公民なのであり、いかに国家支配に馴致したとしても、個別に申請して勅裁により調庸民となることを認められないかぎり、課役を負担する公民にはなれなかった。また、その際に「俘囚」の名を除くところのように、公民化された彼らにはもはや俘囚ではなかった。それを一律に俘囚身分のまま調庸賦課の対象としようとしたところに、延暦期の特徴がある。

しかし、この全面的な公民化政策は俘囚の抵抗の前に実現せず、弘仁二（八一）年に一部修正されることになった。

『日本後紀』弘仁二年二月癸酉（八日）条には「勅、諸国之夷唯仰「公粮」、宜「其男女皆悉給」粮、但不「得」及「孫」とある。この「公粮」を仰ぐ「夷」が大同元年勅に言う公粮その他を支給された「夷俘」に等しいことは言うまでもない。そして、その「夷俘」は大同元年勅に「不」問「男女」とあったように、すでに性別の区別なく公粮を支給されていた。だ

から、弘仁二年に給粮すべしとされた「男女」とは、男性・女性ではなく「むすこ・むすめ」を意味する。『青森県史』資料編が「諸国に居住する俘囚の子にも食料を支給するよう命じる」と綱文を付す通りである。⁽⁵⁷⁾そうであるなら、これ以前に公粮の支給対象とされたのは移配俘囚（奥羽においては帰降俘囚）の第一世代に限られていたということになる。移配俘囚に口分田を班給し、調庸を課すとともに、従来支給されていた粮料（俘囚料）等は第一世代で打ち切って、完全な公民化を目指していたのである。しかし、調庸賦課が先送りされるなか、弘仁二年二月に至って公粮は子の世代まで延長して支給されることになった。

ただし、政府は公民化を放棄したわけではなく、同年三月に初めて「俘囚計帳」の進上を諸国に命じ、弘仁七年には「帰化」して年久しいとして、班給して六年以上が経過した「夷俘」の口分田からの田租徴収を開始している。⁽⁵⁸⁾

ところで、この弘仁年間に、畿内近国の五位を帯びる俘囚の節会参加が認められ、それが後には延喜太政官式・俘囚交名条に「凡正月七日・十一月新嘗二節、預給」縁俘囚交名、別紙而奏、雖「帯」五位「猶同」此例」とみえる後世の俘囚見参につながっていく。この措置は蝦夷・俘囚の公民化政策とどのように関係するだろうか。

俘囚見参については、弓野正武・熊谷公男両氏の研究に詳しい。⁽⁵⁹⁾

上記のように宝龜五年に蝦夷・俘囚の朝貢は停止されるが、

三十八年戦争の征夷を経た弘仁三年正月二十六日、外五位を帯びる「夷」宇漢米公色男・爾散南公独伎、および播磨国印南郡権少領浦田臣山人の三人が特に節会のために入京することを許可された。⁽⁶⁶⁾このうち、浦田臣山人は播磨国の郡司であるが、熊谷氏が指摘するように、『日本後紀』延暦廿三年正月辛卯（十五日）条に「夷第一等浦田臣史闔離」がみえ、同

延暦廿四年三月乙亥（六日）条には「播磨国夷第二等去返公嶋子」への「浦上臣」賜姓がみえることから、浦田臣は公民法化した蝦夷と考えられる。一方、宇漢米公・爾散南公は近江国蒲生郡に移配された俘囚であり、後世まで白馬・新嘗両節会への見参を行った近江俘囚の祖先に当たると思われる。さらに弘仁六年正月十五日には撰津・美濃・丹波・播磨の五位

を帯びる夷俘の節会参加が認められており、その日付から、弘仁年間に彼らが参加したのは踏歌などの節会であったと考えられている。しかし、後には延喜太政官式・俘囚交名条にあるように白馬・新嘗の二節への参加が定例となっており、五位にも限られていない。このことから熊谷氏は、五位に限らない俘囚の節会参加が始まる年代を、白馬・新嘗両節会が六位以下を含む全官人参列型の儀礼となる時期（史料的に確認できるのは承和期以降）に想定している。

この俘囚の節会参加を熊谷氏は、俘囚が吉野国栖と相並ぶ形態から、夷狄としてのものではないと指摘した。私見も同様であり、これがかつての蝦夷の朝貢と同一視することはできないと考える。そして、その意味するところは、節会に参

加する俘囚を率いた宇漢米公と爾散南公が代々、「以下曾經征戦」、有勲功也、「以勲功之苗裔」という理由で叙爵されていることから分かるように、先祖の勲功に対する褒賞であり、それを通じて征夷事業の成果による新たな国家統合を確認することだったと考える。

ところで、『法曹類林』卷一九七・公務五・承和七（八四〇）年二月十七日問答には「承前之例、祢宜并郡司及俘囚等大夫（此三色不載五位歷名）、参入朝拜之日、不爾朝庭之大夫、持到三來位、而頃年間、以授位先後、雜居朝堂」とある。このことから鈴木拓也・永田一両氏は九世紀における移配俘囚による朝賀参列を推定し、矮小化された中華思想の表れと評価した。⁽⁶⁷⁾それに対して熊谷公男氏は豊楽院の殿舎を「朝堂」と表現することがあり、節会も儀式次第に再拜（ミカドオガミ）を含むこと、および九世紀以降に俘囚の朝賀参列が実例で確認できないことから、この「朝堂」における「朝拜」は白馬・新嘗両節会を指す可能性が高いとして、俘囚の朝賀参列の再開を否定した。⁽⁶⁸⁾

私見にとつては熊谷説の方が都合がよいのだが、そうはいつても、いかに節会が天皇への拜礼を伴うからといって、饗宴を主体とする儀礼そのものを指して「朝拜」と呼んだというのは、語句の用法上やはり無理があると言わざるをえない。

『小野宮年中行事』正月には「弘仁式部式云、賀正之日、内外之諸司五位已上解任之輩、未得解由、及郡司五位、

皆聴^二朝拜^一、但宴会不^レ在^二聽限^一」^①とあり、この弘仁式の条文は延喜式部式上・賀正条にも引き継がれている。この式文の「宴会」と区別された「朝拜」は、間違いなく朝賀を意味している。そして、五位の郡司は朝賀には参列できても「宴会」（節会）には参加資格がないという。先の『法曹類林』の問答において、俘囚とともに郡司も参入した「朝拜」が節会ではなく朝賀を指すことは、これにより明らかである。^②

延暦二十一年正月七日勅によって「賀正不参五位已上莫^レ預^二三節^一」^③とされ、朝賀に参列しない五位以上は元日・白馬・踏歌の三節に預かることができなくなった。そのため、弘仁三年・六年に節会入京が許された五位の俘囚も朝賀への参列は不可欠の要件だったはずであり、彼らは入京を許可された翌年から朝賀にも参列し、そのうえで正月三節に預かったと考えるべきである。

ではそれは、鈴木・永田両氏が説くように八世紀に行われた蝦夷・俘囚の朝貢の矮小化された形で復活なのかといえ、そうではない。問題とすべきは、彼らが何の資格で朝賀に参列しているのか、ということであり、それは五位の身分による。決して夷狄であることによるのではない。

延喜式部式上・郡司歴名条には「凡郡司并禰宜・祝及夷俘等五位歴名帳、別卷毎^レ年進之」とあり、郡司・禰宜・夷俘三者の五位を帯びる者は一般の五位以上とは別に一纏めに把握されている。これは『法曹類林』でも朝賀の末位に列すとされた者たちである。禰宜・祝もまた、延喜式部式上・

国司預節条に「国司五位已上……皆聴^レ預^二三節会^一、……其賀茂両社祝・禰宜若帯^二五位^一者亦聴」とあるように節会の参加資格を特例的に認められた存在であり、そのために朝賀にも参列したと考えられる。これら俘囚と郡司、禰宜・祝は同一の資格で朝賀に参列するからこそ一括されているのであり、その資格とは特別に五位の職事官に準じる待遇を許可したものと言うことができる。

先に述べたように、この時期には俘囚の夷狄身分を解消して一律に公民化することが目指されていた。弘仁五年末には、「量^二便宜^一安置」された「帰降夷俘」（移配俘囚）を官司・百姓が「夷俘」と呼ぶことを止めさせ、官位・姓名で呼ぶよう命じている。俘囚が五位の身分によって朝賀や節会に参加することを許可されたのも、彼らに一般官人に準じた資格を認めようとする当時の政策の表れである。

それに対して、天長年間以降の白馬・新嘗両節会における俘囚は、「預給^レ禄俘囚交名、別紙而奏、雖^レ帯^二五位^一猶同^二此例^一」^④とあったように位階の身分によらない「俘囚」として参加しており、その座も紫宸殿の儀の場合、承明門外の幄に設けられた^⑤。したがって、厳密に言えば、弘仁年間の俘囚の節会入京、および朝賀参列と、のちの俘囚見参とは、やや形態が異なっている。俘囚見参は位階秩序によるものではないから、白馬・新嘗両節会が六位以下を含むようになったことで六位以下の俘囚も参加するようになったとは言えない。全面的な俘囚の公民化が先延ばしされるなか、征夷の成果を

記憶し褒賞する意味を持たせる形で両節会は再編され、それに預かる特殊な身分として俘囚の存在が再浮上したと言えよう。しかしその身分は、八世紀的な夷狄身分の再現でないことは上述の通りである。

その後も、九世紀を通じて俘囚に対する全面的な調庸賦課はついに実現せず、「孫に及ぶを得ざれ」とされた俘囚料がその通りに孫の代から打ち切られたかどうかも定かではない。むしろ、乗馬に長けた勇猛果敢な性質によって移配俘囚が群盗海賊や国防のために軍事利用されるようになること、一般公民とはますます乖離が生じ、在地社会に溶け込むのを疎外した^②。そのため、俘囚の公民化は王化に馴れた集団ごとに個別に実施するに留まり、当初期待したようには進まなかった。

② 隼人の公民化政策

俘囚を公民化する方針が、征夷で抱え込んだ大量の帰降俘囚の移配政策によるばかりでなく、夷狄身分の解消という政策基調によるものだったことは、同時期に隼人も公民化されていくことからわかる。

隼人の身分的取り扱いの変化は、まず畿内隼人から開始された。

『類聚国史』卷一九〇・風俗・隼人・延暦十一（七九二）年八月壬寅（二十日）条に「制、頃年隼人之調、或輸、或不^レ輸、於^二政事^一甚^レ涉^二不平^一、自今以後宜^レ令^二偏輸^一」^③とある。この記事にみえる「隼人之調」は従来、薩摩・大隅両国の隼

人が負担したものであるということを前提に、課役の調とみるか朝貢隼人の貢納物とみるかで意見が分かれ、さらに近年ではそのどちらでもない特殊な賦課とする意見も出されている^④。しかし、これは本当に南九州の隼人に賦課されたものであるだろうか。

熊谷明希氏は、隼人が朝貢の際に貢納物を献じることが「貢」と言い、決して「輸」とは言わないため、「輸」とある「隼人之調」が朝貢隼人の貢納物とは考えられないこと、および大宰府が中央に調を貢納する期間は三ヶ月であり、八月に輸納が命じられた「隼人之調」は大宰府管内の課役の調には当たらないことを指摘した。これによって、「隼人之調」がそのどちらでもないことは確定したと言ってよからう。ただし、だからといって、熊谷氏のように、課役とも異なる特殊な賦課を全く新たに想定する必要はない。課役を負担する隼人として、令制の当初から畿内隼人が存在するからである。

従来、この「隼人之調」を薩摩・大隅両国に居住する隼人の貢納物とみてきたのは、類似表現の「隼人調布」が延喜民部式下・大宰調絹条にみえ、それが貢綿使に付して大宰府から京進されるものだからであることも一因であろう。この両者を同一ないし継承関係にあるものとみるかぎり、「隼人之調」は本土隼人または朝貢隼人が負担したものであることになる。しかし、「隼人調布」もまた、大宰府が京進する調の綿とともに送られるのだから、その貢納期間は三ヶ月であって、その期限が過ぎた八月に輸納を命じられた「隼人之

調」とは異なるものである⁽⁸⁰⁾。したがって、「隼人之調」を南九州の隼人の負担と強いて考えなければならぬ理由は何もない。

大宰府管内と異なり畿内では、養老賦役令・調庸物条に「調庸物、毎年八月中旬起輪」とあるように八月中旬から調の輪納がはじまるのであり、延暦十一年の制が出された八月二十日はまさにその輪納開始時期に当たるといえる。「調」を「輪」す隼人とは、南九州の隼人ではなく、もともと公民であった畿内隼人を指すとみるべきなのである。

上述のように畿内隼人は課役を負担し、隼人司に上番すると課役を免除された。まさに「或輪、或不輪」である。その隼人から「調」を「徧輪」(あまねく輪す)ということとは、上番に伴う課役免除をやめるということになる。以後は隼人司に上番する畿内隼人にも新たに調が賦課されるようになり、上番は雑徭として扱われることになったであろう。それは、身分的に隼人と類似する雑戸の担ってきた労役が、雑戸身分の解消に伴って雑徭に転化したと考えられることから推測できる。なお、庸は養老賦役令・歳役条に「京畿内不在取庸之例」とあるように雇役労働力の供給源となる京畿内では初めから免除されているため畿内隼人は対象外であり、雑徭も上番を読み替えただけで、奉仕の実態が変わるわけではない。そのため、この時は調のみが問題にされているのである。

このように、延暦十一年にまず畿内隼人が、いわゆる色役

の雑徭化の一環として雑戸的な身分を払拭し、より一層の公民化を果たした。その翌十二年に薩摩・大隅両国の隼人が朝貢するが、これは前回から十年ぶりのもので、すでに六年ごとの定期的な朝貢は崩れていた。そして、これを最後の朝貢として、八年後の延暦二十年に朝貢交替制が廃止されたことはすでに述べた通りである。

朝貢交替制の廃止により、朝貢隼人が担ってきた役割は延暦十二年に朝貢してそのまま帰郷せず畿内に定住させられたごく少数の隼人が果たすことになった。鈴木拓也氏が明らかにしたように、その定住第一世代の男女約四〇人には手厚い時服・糧料の支給が継続されたが、第二世代からは打ち切られて一般の畿内隼人として処遇された。糧料支給を第一世代に限るのは移配俘囚に対する当初の政策と一致しており、両者は同一歩調にあったと言える。その後、朝貢廃止から七年が経過した大同三(八〇八)年末になって、定住第一世代の隼人の男女のうち、朝廷に奉仕する役割を担う二〇人の男性の隼人(延喜式に言う「今来隼人」)に死闘が生じた場合のみ、畿内隼人で補うことになったが、その新補された今来隼人の時服・糧料は「旧人」より少なく、衛士に準じた額であったと指摘されている⁽⁸¹⁾。

ここで注意したいのは、朝貢隼人から転じた今来隼人の欠員を畿内隼人で補っているように、両者の身分が同質化していることである。本来は非公民であった朝貢隼人は畿内定住に伴って公民化され、畿内隼人に組み込まれた。以後の大儀

や御薪、行幸に供奉して吠声し、大嘗祭で風俗歌舞を奏す今来隼人の奉仕が、いかに形の上で朝貢隼人と同じであつても、それはもはや夷狄による奉仕ではないのである。

朝貢を伴わず、南九州本土から切り離され、夷狄ですらない隼人の奉仕は、俘囚の節会参加と同様に、「帝国」的国家秩序を実体化するものとしての要件を失っている。九世紀以降のそれは、南九州の人々が隼人として王権に服属・奉仕してきた歴史的な記憶を象徴的に表すものにすぎない。この夷狄身分の解消は上述のように、延暦二十四年の踏歌節会における隼人の風俗歌舞の停止、大同年間における踏歌節会の廃止という「帝国」型国家儀礼の縮小と並行して進められた。

そのようにして国家秩序の表象としての性格から離れ、隼人は隼人、俘囚は俘囚として個別に王権への服属を表象する存在となるからこそ、隼人の奉仕や俘囚見参はその後の律令制の変質・解体とは無関係に長く存続しつづけるのである。⁽⁸⁶⁾

延暦二十年における朝貢交替制の廃止と、それに伴う朝貢隼人の今来隼人としての公民化は、薩摩・大隅両国の隼人の公民化とも連動している。そのことは、前年に実施された両国での「百姓」への班田制施行が、俘囚の公民化に向けた口分田の班給と同時進行で行われている事実から、永山修一氏が推定する通りである。⁽⁸⁷⁾

本来、律令制のもとでは隼人は「百姓」には含まれないはずである（個別に申請して公民となった者は「百姓」に含まれるだろうが、その身分はもはや「隼人」ではなかった⁽⁸⁸⁾）。

しかし、ここでの「百姓」は、隼人が公民扱いとなったことで彼らを含む意味で用いられているとする宮原武夫氏の説を支持したい。⁽⁸⁹⁾ 事実、九世紀の薩摩・大隅両国の隼人は「隼人」という身分呼称で呼ばれながらも、間違いなく課役を負担する公民の扱いを受けている。

先に触れた延喜民部式下・大宰調絹条には「大宰府毎年調絹三千疋附貢綿使進之、又隼人調布、除府家三箇年雜用料之外、付使進上」とある。この「隼人調布」が「隼人之調」と関連付けられて、朝貢隼人の「調物」を引き継ぐもの、あるいは八世紀以来の課役負担などとされてきたことは上述の通りである。しかし、そのどちらとも考えることはできない。

朝貢とは、服属者が支配者のもとに詣でて貢物を奉り服属の意を表す行為であり、「入朝」を伴わない貢納物の輸送とは性格が異なる。貢調使に付して進上される「隼人調布」は朝廷への朝貢物としての意味を持ちえない。蝦夷のように地方官衙に隼人が朝貢したことを明示する史料もない。

この条文の冒頭は大宰府の調絹について述べており、その前後も、前の条文は大宰府管内諸国の銀以下各種の調物、後の条文は大宰府の調糸というように、いずれも大宰府管内諸国の調に関する条文である。したがって「隼人調布」も、それらと同じ課役の調とみるのが正しい。ただし、上記のように八世紀の本土隼人は非公民たる「夷人」であるから、その課役賦課は延暦期の公民化に始まると考えなければならぬ。

ここで特に「隼人調布」として他の公民の調と区別されているのは、『訃注日本史料』の補注で指摘されているように、一般諸国の調布が三丁ごとに一端とされたのに対して、薩摩・大隅両国では四丁で一端とされている負担量の相違が、隼人に対する賦課と関わりを考えられるためである。両国の隼人は布を、それ以外の公民は基本的に綿を貢納したのである。養蚕は文明の一指標であり、隼人は公民化したあとも、なお一般の公民より一段低く蔑視されたらしい。しかし、その一方で俘囚同様、本土隼人もまた隼人身分のまま公民扱いとなっているところに八世紀との違いがある。

その後、南九州では九世紀を通じて同化が進み、「隼人」と称されることもなくなっていく。永山氏が指摘するように、『日本文徳天皇実録』仁寿三（八五三）年七月丙辰（二十七日）条の「野族」でありながら孝女として褒賞された薩摩国の挹前福依売という女性は、九世紀半ばの公民化した隼人の子孫の姿を示している。⁹²

三 律令制的身分秩序の終焉

隼人は早くに公民化を達成したが、俘囚は九世紀を通じて公民化できないままであった。その俘囚は、俘囚見参という特殊な役割を担われた近江国の俘囚を除く諸国移配の俘囚が『類聚三代格』卷一八・夷俘并外蕃人事・寛平七（八九五）年三月十三日太政官符の「夷俘」を最後に確認できなくな

る。⁹³ その後も奥羽では「出羽山北俘囚主」と呼ばれた清原光頼や「俘囚之上頭」を称した藤原清衡の用例がある。しかし、これは自負をともなつて称した所属集団の呼称とみるべきものであり、すでに令制的な夷狄としての身分呼称ではなくなっている。夷狄身分としての俘囚は、九世紀末から十世紀初頭にかけての時期に消滅したと考えられる。

時を同じくして、いわゆる延喜の奴婢停止令がみえることは、夷狄身分の消滅した年代を傍証するものとして注目してよい。『政事要略』卷八四・糺彈雜事には次のようにある。

但馬国朝来郡司全見拳章問（長徳三年十月廿七日允亮答）
 令申先祖所買貯奴婢之子孫婢某女、兄与某丸共本
 主子孫之宅夜中到来、陳云、己兄某丸擬打厭己身、
 愁尤切也、己随近郡司也、可勸糺云々、甲答云、縦
 雖有身愁、夜中不可愁、加以為敵所愁之兄某
 丸共来著也、非無事疑、然則中可愁申云々、于
 時件女入乱、令詈恥甲、然間随近人々出来、制止
 兄妹追返云々、爰擬召勸之間、国之神事依有經營、
 不召勸之程、件女參国前、依愁申為甲被打
 損之由、雖召甲、依令申主従之間、不被問
 糺、爰件女陳云、延喜格停止奴婢了、格後不可
 有奴婢云々、如此之旨、外上難、方今格前先祖
 所貯之奴婢子孫為本主子孫、可有禮節哉否、謹
 請明判、謹問、

答、戸令云、応分者、家人・奴婢總計作法、説者云、奴婢各同「資財」、弘仁刑部式云、父母縁「貧窮」売兒為「賤」、其事在「丑年以前者」、任依契、若売在「庚寅年以後」、皆改為「良」、不須論罪、其大宝二年制律以後、依以「科断」、鬪訟律云、奴婢過失「詈」主者流、疏云、不「言」遠近者、為「止」加杖二百故、又條云、奴婢告「言主」、非「謀反」逆叛者皆絞、疏云、奴婢雖「屬」於主、其主若犯「謀反」逆叛、即是不臣之人、故許「論告」、非「此三事」而告言者皆絞、罪无「首從」、又云、奴婢有「罪」、其主不「請」官司而殺者杖八十、疏云、奴婢賤隸雖「各有」其主、至「於」殺戮、宜「有」承稟者、掘「此等文」、至「于」奴婢之類、同「於」資財之故、依「法」処分、任「意」進退、今檢「買得」之年、若「伝領」之限、甲則為「主」、女是為「賤」也、詈罵之事、縱雖「過失」一「処」流罪「而」加杖無「疑」、告言之旨、亦非「逆叛」當「絞」刑、而再生難「期」、早請「官司」、明定「輕重」、論以「一科」、俾「知」三典、

長徳三（九九七）年、但馬国朝来郡の郡司であつた全見挙章（甲）の先祖が買ひ貯へた奴婢の子孫である某女が、随近郡司でもある挙章のもとに兄某丸の暴力を訴へた。その際、挙章が訴へに取り合なかつたため、某女は乱入して挙章を罵つたが、集まつてきた付近の人々の手によつて追ひ返された。その後、某女は国衙に向いて今度は挙章に打ち損じられたと訴へた。国衙が挙章を召喚したが、挙章は「主従」の

関係であることを申し立てたために尋問されることはなかつた。某女はこれに対して「延喜格」によつて奴婢は「停止」されたため、格後に奴婢がいるはずはないと主張した。そこで挙章は延喜格以前に本主と奴婢の関係にあつた者の子孫の間にも礼節はあるべきか否か明法家に判断を請うた。それに対する惟宗允亮の回答は、戸令や弘仁刑部式、鬪訟律ならびに疏の条文を用いて奴婢の主人に対する罵辱の罪を確認し、買得・伝領の経緯から挙章を「主」、某女を「賤」と認めて、某女の罪科について論じている。

ここで問題となるのは、延喜格が定めたという奴婢の停止とはいかなるものか、ということである。かつては奴隸制の全面的廃止、奴婢の身分的解放がなされたと文字通りに考えられていた。しかし、明法家は明らかに某女を「賤」とみなして挙章との間に主従関係を認めている。そのため現在では、この延喜格は新たな奴婢の売買ないしは売買を契機とした良人の奴婢化を禁じた法とする見方が広がり、この頃もなお奴婢の制度は残存していたと考えられるようになってい⁵⁶る。

この史料の解釈のポイントは、①延喜格の存在は全見挙章も否定しておらず、むしろその存在を前提として明法家に判断を求めていること、②明法家の惟宗允亮は延喜格に全く触れていないこと、の二点である。

①により、延喜格の存在そのものを否定することは難しい。しかし明法家の判断は奴婢の存在を前提としている。そこで、明法家の論理に即した史料解釈が試みられて、上記のような

理解が出され支持された。しかし、賊盜律七・売二等卑幼条や名例律下・略和誘条などにみられるように、売買による新たな奴婢の発生は本来的に禁じられていたものである。この問答に挙げられた弘仁刑部式の条文も同様であり、それと同じことが果たして延喜格としてあらためて発布されたであろうか。また、某女や拳章は奴婢個々人の身分のあり方ではなく、奴婢そのものの身分待遇を問うているように読める。本當に延喜格は奴婢売買という個別的な身分の変動に関する内容なのであるうか。延喜格がそのような内容であるなら、なぜ②のように明法家は延喜格を全く採り上げないのだろうか。疑問は尽きない。むしろ、明法家が判断に当たって延喜格を引かないのは、彼が論じようとする買得・伝領の経緯の如何といった問題が延喜格の内容から直接には出てこない性質のものであったからではないだろうか。そうだとすれば、先行研究が試みてきた明法家の議論に基づく延喜格の内容推定は、史料の文言に即した正当な解釈にみえて、実はこの場合は不適切な史料操作であったということになる。

延喜格の具体的な内容が問答それ自体からは導き出せないとすれば、奴婢制ないし律令賤民制の全体的な動向から類推するしかない。

官奴婢を例にとると、その史料上の終見は『類聚国史』卷八七・刑法一・配流・大同四（八〇九）年七月甲子（二十日）条の「御贖官奴大風麻呂」とされ、法制史料では延喜神祇式・臨時祭・羅城御贖条の「奴婢八人」が挙げられている。特に

七五〇年代から七六〇年代にかけて、多くが官奴婢の身分を脱して良人とされた。しかし、彼らは決して官司への隷属を解き放たれたわけではなく、「今良」（新しく良人となった身分）として諸司に専属的に隷属し続け、十二世紀末まで存在したことは神野清一氏の研究に詳しい⁹⁶。

また、平田耿二氏は、寛平八年の戸籍をもとにして年齢と年秩を書き換えて作製されたと推定される延喜五（九〇五）年筑前国観世音寺資財帳（平安遺文一九四号）の「賤口章」の部分にみえる「家人壹拾參人」について、本来は賤民には必要ない年秩が記載されていることや、成人した良人に用いられる「大男」「大女」の表記があることに着目して、この観世音寺に隷属する「家人」が令制とは異なり良人とはほぼ同じ扱いを受けていることを指摘している⁹⁷。

ここに垣間見られる八世紀後半から九世紀にかけての賤民身分の解体の趨勢は、「賤」から「良」への身分的取り扱ひの変更と、それでもなお本主のもとにある「今良」や「家人」としての隷属関係の継続である。

延喜格をこの動向の延長線上で理解するなら、「奴婢の停止」とは奴婢の身分を全面的に賤民から良人に改めることであり、しかしそれは隷属的な主従関係からの解放を意味するものではなかった。そのため延喜格にはその後の主従関係の取り扱ひについて記載がなく、惟宗允亮の法判断に引用されることもなかった、ということになるう。

某女はこの格をもって賤民に対する主人権が自分たちに適

用されることを否定したが、挙章は先祖以来の「主従之間」であることをもって、なお主人による統制権を主張した。明法家の惟宗允亮は挙章の立場を支持し、律令法における本主と賤民に相当する人格的隷属関係が挙章と某女との間に成立することを認めたのである。

十世紀末の時点では、国家の支配体制の変化にともなって律令法はすでに換骨奪胎されており、現実社会を律する法としての体系性を失っている。しかし明法家は、そのような律令を依然として根本法典として扱い、それに基づいて法判断を行うのである。その法解釈は現実の問題に律令の概念を準用(准的⁸⁸)することで成り立っており、その際に他の法令・条文との整合性は必ずしも考慮されない。延喜格の法意が何であれ、また律令良賤制の当時の実態がどうであれ、律令の法理に基づいて判定された理由がここにある。

しかしそれは決して、律令に規定された奴婢の制度が実態をもって存続していたことを意味しない。私見では律令制的な賤民制は奴婢停止令によって全面的に廃止されたのであり、それは奴隷制の解体とか隷属関係からの解放ではなく、法制上の身分としての良賤の区別の撤廃であった。そして、それが俘囚身分の終見と時期を同じくするように、延喜格⁸⁹をもって律令制的な身分秩序そのものが終焉を迎えたのである。したがって、以後の史料にみえる「百姓」とは、良と賤・夷との区別のない包括的な概念ということになる。

身分制からみた時、唐を規範として中華思想を受容して、

国内においては良人が賤民を支配し、国外においては夷狄と蕃国を従える「帝国」として構想された日本の律令国家体制はこれによって終止符を打ち、新たな国家体制へと転換したと言うことができる。

おわりに

日本律令国家が国家理念として抱く「帝国」的支配構造のなかに位置づけられた夷狄は、「帝国」的外交関係の放棄と軌を一にして身分的解体に向かった。これまで矮小化された華夷秩序の表れと理解されてきた九世紀の外交儀礼や隼人・俘囚の位置づけも、むしろ律令制的な諸蕃に対する君臣関係や華夷秩序の観念を前提としない新たな関係性に再編されたものであった。

ここにおいて俘囚や隼人の儀礼への参加は、外形的には奈良時代のそれと類似しているようにみえても、その意味するところは根本的に異なるものであり、夷狄としてではなく、公民に組み込まれたかつての服属民として、その服属の由緒を表象するものに変質していたと言える。

そして、九世紀を通じて公民化され解体されていった夷狄身分は、公民化されていない俘囚身分の終見と奴婢身分の解体が時を同じくするように、十世紀初頭には全面的に解消された。ここに律令制的な身分秩序は終焉を迎えたのであり、それは日本律令国家体制の核となる支配理念の終焉でもあった。

註 ①

石母田正「天皇と『諸蕃』—大宝令制定の意義に關連して—」(『石母田正著作集』第四卷、岩波書店、一九八九年、初出は一九六三年)。

(2) 大高広和「大宝律令の制定と『蕃』『夷』『夷狄』規定と『夷人』規定」(『歴史研究』六一・六二、二〇一六年)、梁暁奔「日本古代における華夷思想とその影響」(『日本歴史』八四四、二〇一八年)。

(3) 永山修一「倭人の『消滅』」(『倭人と古代日本』同成社、二〇〇九年)一五〇～一五一頁、吉野秋二「古代東北の『調役』と雑徭」(榮原永遠男ほか編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)三三二～三三四頁。

(4) 石母田前掲註一論文二六～一七頁。

(5) 前掲註二大高論文。

(6) 古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』四、一九八八年)。

(7) 『日本後紀』弘仁三(八二二)年九月戊午(三日)条。

(8) 『続日本紀』天平九(七三七)年四月戊午(十四日)条。

(9) 『続日本紀』靈龜元(七一五)年十月丁丑(二十九日)条。

(10) 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』二一、一九九〇年)六七～六八頁。

(11) 伊藤循氏は遠田公など郡に編成された「田夷」は「夷」とは異なる百姓身分であるとしている(『上治郡』と蝦夷郡)、『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六年)七三～七六頁。『田夷』と呼ばれる者を「夷」ではないとみなす解釈にはにわかには賛同しづらいが、蝦夷爵ではなく位階を有している点など、郡に編成されていない蝦夷と待遇に違いがあるのは指摘の通りである。ただし、伊藤氏も述べるように課役の負担

義務を有さない非公民であることも確かであり、本稿では「田夷」の表記を重視して「夷」の範疇でとらえる。

(12) 正倉院文書・正集四三・天平十(七三八)年筑後国正税帳。

(13) 『続日本紀』和銅六(七一三)年五月甲戌(十二日)条、天平神護元(七六五)年五月庚戌(二十日)条。

(14) 『続日本紀』天平十六(七四四)年二月丙午(十二日)条、『日本後紀』弘仁三(八二二)年九月戊午(三日)条、『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁十三年九月癸丑(二十六日)条。

(15) 井上辰雄「倭人と大和政權」(学生社、一九七四年)一九三～一九五頁、菊池達也「畿内における倭人の奉仕」(『律令国家の倭人支配』同成社、二〇一七年)一六四～一六六頁。

(16) 養老職員令集解・内藏寮条古記所引官員令別記。

(17) 『続日本紀』宝龜五(七七四)年正月丙辰(十六日)条。

(18) 『続日本紀』宝龜五(七七四)年正月庚申(二十日)条。

(19) 『続日本紀』宝龜五(七七四)年七月庚申(二十三日)条、壬戌(二十五日)条。

(20) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編『講座 東北の歴史 第三卷 境界と自他の認識』清文堂出版、二〇一三年)二四六～二四七頁。

(21) 『続日本紀』宝龜九(七七八)年六月庚子(二十五日)条。

(22) 『続日本紀』宝龜九(七七八)年十月乙未(二十二日)条。

(23) 『続日本紀』宝龜九(七七八)年十二月戊戌(二十六日)条、宝龜十年四月庚子(三十日)条。

(24) 『日本書紀』齐明天皇五(六五九)年七月戊寅(三日)条。

(25) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・倭人・延暦廿(八〇一)年六月壬寅(十二日)条。

(26) この頃の倭人朝貢記事は、『続日本紀』神護景雲三(七六九)年十一月庚寅(二十六日)条、宝龜七(七七六)年二月丙寅(八

日) 条、延暦二(七八三)年正月乙巳(二十八日) 条、『類聚国史』卷一九〇・風俗・隼人・延暦十二年二月己未(十日) 条。延暦二年、延暦十二年はともに遷都の前年に当たり、そのための威儀を整えるために、遅れていた交替を実施したとは考えられないだろうか。

(27) 『続日本紀』天平勝宝五(七五三)年六月丁丑(八日) 条、宝龜十(七七九)年十一月乙亥(九日) 条。

(28) 『類聚国史』卷一九三・殊俗・渤海上・延暦十五(七九六)年五月丁未(十七日) 条。廣瀬憲雄「日本の対新羅・渤海名分関係の検討―『書儀』の礼式を参照して―」(『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、二〇一一年、初出は二〇〇七年) 六三〜六七頁。

(29) 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九五年)。

(30) 鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年) 一三八頁。

(31) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・隼人・延暦廿四(八〇五)年正月乙酉(十五日) 条には「永停大替隼人風俗歌舞」とある。「大替」とは、地方から年数を限って上京勤務する衛士や仕丁などの交替を意味するから(延喜衛門式・大替兵具条。延喜民部式上・仕丁条、『類聚符宣抄』七・仕丁仕女・康保三(九六六)年閏八月二日太政官符、「大替隼人」も朝貢隼人を指すと考えられる。そこで、延暦二十年の隼人の貢進停止記事との関係が問題になる。延暦二十四年を隼人の朝貢停止年とする説もあるが(永山前掲註三論文一五六頁)、延暦二十四年あくまで「風俗歌舞」を停止したのであり、それが踏歌節会前日であることから、踏歌節会における風俗歌舞の停止を命じたとみるべきである。それ以前、延暦二十

年にすでに隼人の朝貢が停止されていたなら、この「大替隼人」は、かつて朝貢隼人として上京して畿内に抑留された「今来隼人」を指すはずである。ここで旧来的な「大替隼人」の名称が使用されているのは、彼らの名称が未確立だったためであろう。「今来隼人」の名称が未成立だったことは、大同三(八〇八)年には彼らを「定額隼人」と呼んでいることからわかる(『日本後紀』大同三年十二月壬子(五日) 条、鈴木前掲註三〇論文二三八〜二四一頁)。

(32) 『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事・延暦廿四(八〇五)年十一月十日太政官謹奏、『日本後紀』延暦廿四年十二月壬寅(七日) 条。

(33) 養老職員令集解・雅楽寮条所引官員令別記。『日本書紀』天武天皇四(六七五)年二月癸未(九日) 条、同十四年九月戊午(十五日) 条。

(34) 延喜雅楽式に「凡諸節会日、省輔・丞・録各一人、将寮属以上及雑楽歌人・歌女等」、候・閤門外」とある。『儀式』卷六・元日御豊楽院儀には「掃部寮安立歌座、治部・雅楽省寮率工人等参入奏歌」とあり、節会で雅楽寮官人に率いられた歌女らは、この「立歌」を奏した「工人」であると考えられる。

(35) 『類聚国史』卷七二・踏歌・大同二(八〇七)年十一月丙申(十六日) 条、『日本後紀』弘仁三(八二二)年正月乙亥(十六日) 条、「内裏式」上・十六日踏歌式「至于大同年中此節停廢、弘仁年中更中興、但絲引・榛措・群臣踏歌並停之」。蕃客の踏歌については、前稿一〇頁。

(36) 『類聚国史』卷一〇七・職官一二・隼人司・大同三(八〇八)年正月壬寅(二十日) 条。

(37) 『日本後紀』大同三(八〇八)年八月庚戌朔条。

- (38) 『日本後紀』大同三(八〇八)年十二月壬子(五日)条。
 (39) 武田佐知子「日本古代における民族と衣服」(『古代日本の衣服と交通―装う王権つなぐ道―』思文閣出版、二〇一四年、初出は一九八七年)一八一頁、藤森健太郎「日本古代元日朝賀儀礼の特質」(『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九一年)五七頁・六一頁・九二頁註八九、伊藤循「隼人の天皇守護と夷狄論批判」(前掲註一一著書、初出は二〇一二年)二七九―二八一頁。
- (40) 本稿と同様に解釈するものとして、伊藤前掲註三九論文二七九―二八一頁、虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式下』(集英社、二〇一七年)一―五三頁「蕃国の使の表を受くる」(中村光一氏執筆)がある。
- (41) 『日本三代実録』元慶七(八八三)年五月二日条には「大使裴邇等於「朝堂」奉_レ進_二王啓及信物_一、……所司受_二啓・信物奉_レ進_二内裏_一とあつて、渤海使が朝堂で奉呈した王啓と信物を天皇は内裏で受け取っている。
- (42) 『続日本紀』宝龜三(七七二)年正月壬午朔条。
 (43) 『続日本紀』天平宝字七(七六三)年正月庚申(十七日)条。
 (44) 『日本後紀』延暦十八(七九四)年正月丙午朔条。
 (45) 武田前掲註三九論文二八一頁。
 (46) 『日本紀略』延暦十三(七九四)年十月丁卯(二十八日)条。
 (47) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十七(七九八)年六月己亥(二十一日)条。
 (48) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十九(八〇〇)年五月戊午(二十一日)条。
 (49) 平川南氏や古垣玲氏は、蝦夷と俘囚の区別が曖昧になる時期を弘仁二(八一―)年とする(平川「俘囚と夷俘」『青木和夫先生還暦記念会編』『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)二九六―二九八頁。古垣前掲註六論文二(三―二五頁)。確かに、弘仁二年は本稿本文で述べる通り、移配エミシの待遇が確定する大きな画期である。しかしそれは延暦十七(七九八)年から始まる試行錯誤の帰結であり、それ以前から「夷」と「俘」を同質化する方向性は打ち出されてきたとみるべきである。
- 変化の画期を延暦十七年とみるか弘仁二年とみるかは些細な問題のようにみえるかもしれない。しかし、その間の俘囚に対する施策を律令制本来のものとみるか新たな政策とみるかによって、律令制下の俘囚理解は異なってくるため、この年代の区分は重要である。特に、延暦十七年にみられるような移配俘囚の公民化(調庸賦課)をもともと律令国家が行っていた漸次的な俘囚公民化のプロセスと理解するか、延暦期に始まる夷狄身分の解体とみるかという相違はこの年代区分と関わっており、曖昧にはできない。
- (50) 『続日本紀』神龜二(七二五)年閏正月己丑(四日)条、正倉院文書・正集一七・天平十(七三八)年駿河国正税帳、同正集四三・天平十年筑後国正税帳、『続日本紀』宝龜七(七七六)年九月丁卯(十三日)条、同年十一月癸未(二十九日)条。
 (51) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・承和二(八三五)年六月辛丑(二十七日)条。
 (52) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・天長七(八三〇)年十月乙卯(十五日)条に「出羽国俘囚道公千前麻呂」がみえる。
 (53) 『類聚三代格』卷二・造仏名事・貞観十八(八七六)年六月十九日太政官符。
 (54) 『日本三代実録』元慶二(八七八)年八月四日条。
 (55) 夷狄に対する口分田の班給が公民化政策と関わることにつ

いては、永山前掲註三論文二六九〜一七〇頁。

- (56) 鈴木拓也「蝦夷の入京越訴―移配蝦夷と陸奥蝦夷にみる闘争の形態―」（熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年）五三〜五五頁。

- (57) 鈴木拓也「征夷の終焉と蝦夷政策の転換」（同編『東北の古代史4三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館、二〇一六年）七九頁。

- (58) 『青森県史』資料編・古代I・文献史料（青森県、二〇〇一年）二〇四頁。

- (59) 『日本後紀』弘仁二（八二二）年三月乙巳（十一日）条。

- (60) 『類聚国史』卷八三・政理五・正税・弘仁七（八一六）年十月辛丑（十日）条。ただし、翌年に常陸国では「未免貧乏」として、しばらく田租の徴収が免除された（『類聚国史』

卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁八年九月丙申（十日）条。

- (61) 弓野正武「『俘囚見参』考」（『古代文化』三三一―五、一九八一年）、熊谷前掲註二〇論文。

- (62) 『日本後紀』弘仁三（八二二）年正月乙酉（二十六日）条。

- (63) 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」（前掲註五六書三七〜三八・四六頁）。

- (64) 『続日本後紀』承和十四（八四七）年四月癸卯（九日）条、『日本文徳天皇実録』天安二（八五八）年五月己卯（十九日）条、『台記』久安二（一一四六）年十一月十四日条。弓野前掲註六一論文四一〜四二頁。

弘仁三（八一二）年に節会入京が許された宇漢米公と爾散南公について熊谷公男氏は、承和二年に両氏の一族が「賞_レ其不_レ從_レ逆類_一也」として叙爵されていることから、当時はまだ陸奥に居住していたとみなし、近江への移配を承和年間とみている（前掲註六三論文三四頁）。おそらく「逆類」を

承和期の陸奥国奥郡の騷擾に加担した蝦夷と理解しているのであろう。しかし、承和期の騷擾は『続日本後紀』承和四年四月癸丑（二十一日）条では「自_レ去年春、至_レ今年春、百姓妖言、騷擾不_レ止、奥邑之民、去_レ居逃_レ出」とあるように承和三年から始まるとされており、その前年の宇漢米・爾散南両氏の賜姓理由にみえる「逆類」とは異なる。また、私見では承和期の陸奥騷擾は反乱と言える性格のものでもない（拙稿「自然災害と民衆・国家―九世紀陸奥国奥郡の騷擾をめぐって―」（広島大・教・下向井龍彦研究室『史人』七、二〇一八年）。本文で述べるように、後年、宇漢米公・爾散南公は「曾ての征戦」の「勲功」によってしばしば叙爵されているから、この「逆類」も三十八年戦争の蝦夷反乱を指すと見るべきであり、そこから叙爵時の居住地を推定することはできない。早く延暦十一（七九二）年には宇漢米公・爾散南公らが陸奥から上京して朝堂院で饗応されており（『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・延暦十一年十一月甲寅（三日）条）、その後、弘仁三年までに近江国に移配されたと考えてよいのではないだろうか。弓野氏が指摘するように、弘仁六年に節会参加が認められた俘囚の居住国として近江国がみえないのは、弘仁三年にすでに認められているからであろう。

- (65) 『日本後紀』弘仁六（八一五）年正月丁亥（十五日）条。

- (66) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・承和五（八三八）年十一月丁卯（十三日）条、『続日本後紀』承和十四年四月癸卯（九日）条。

- (67) 鈴木前掲註三〇論文二四三〜二四四頁、永田一「俘囚の節会参加について―隼人・吉野国栖との比較を通じて―」（『延喜式研究』二三、二〇〇七年）七八〜八〇頁。また、永田氏は『西宮記』五月供菖蒲・六日幸武徳殿の記載から五月の節

への参加を指摘している（八四〇―八五頁）。ただし、これは端午節の翌日の競馬に続いて行われる余興的な四府の射に付随した雑戯にみえるものであり、朝賀や節会への参加とは同列に論じられない。

(68) 『続日本後紀』承和二年（八三五）年正月癸丑（七日）条に「天皇御・豊楽院・宴二百官於朝堂」とある。この「朝堂」が豊楽院の殿舎を指すことは、今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」（『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出は一九八〇年）一三四頁。

(69) 熊谷前掲註二〇論文二五五―二五八頁。

(70) 熊谷氏は「法曹類林」の間答を「承前之例」である「朝拜」と「頃年間」の「朝堂」に「雑居」する儀礼とに分けて考察し、後者を朝堂に座つて行う儀式＝節会ととらえたうえで、前者も本稿本文で述べるように節会とみなした。しかし、「朝堂」には殿舎を指す場合と、空間としての朝堂院を指す場合とがある。『日本三代実録』元慶七（八八三）年五月二日条に「大使裴邇等、於朝堂奉進王啓及信物」とあるのは後者の一例であり、他の事例が「八省院」（『続日本後紀』承和九（八四二）年四月丙寅（二日）条など）とすると「朝堂」としている。この王啓・信物を進める受蕃国使表の儀は、延喜掃部式・行幸神泉苑条に「蕃客朝拜設御座、同元日儀」（但し「設少納言位氈」とあるように「元日儀」に類似した儀礼空間で行われる。この「元日儀」は同式・元正条に朝賀の大極殿の舗設として「少納言位氈」がみえることからわかるように節会ではなく朝賀である。この儀礼空間は、より正確には祝告朔の儀と同じと推定される（堀井佳代子「外国使節の朝賀・節会への参加」（『平安前期対外交勢の研究』臨川書店、二〇一九年）九四―九七頁）。受蕃国使表の儀は文

武百官の居並ぶ朝廷で行われ、その場を「朝堂」とも称したのである。「以授位先後、雜居朝堂」とは、授位の先後関係に応じて五位の列のなかに紛れていることを言っているのであり、殿舎に座っているわけではない。「法曹類林」の間に対する答が郡司・軍団・外散位に関する規定を挙げているように、この間答は俘囚だけに限る問題ではなく、節会に参列しない郡司も関わるものであり、全体として朝賀について述べたものと理解するのが正しい。

(71) 『類聚国史』卷七一・歳時二・元日朝賀・弘仁七（八一六）年五月己卯（十四日）条。この規定は延喜式部式上・元正不参条にもみえる。

(72) 『日本後紀』弘仁五（八一四）年十二月癸卯朔条。

(73) 『西宮記』正月・七日節会所引装束記文、『江家次第』卷二・正月乙・七日節会装束。

(74) 下向井龍彦「武士形成における俘囚の役割―蔵手刀から日本刀への発展／国家と軍制の転換に関連させて―」（『史学研究』二二八二〇〇年）。

(75) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・弘仁十三（八二二）年九月癸丑（二十六日）条、同天長元（八二四年）十月戊子（十三日）条。

(76) 井上前掲註一五著書一七八頁、中村明蔵『隼人の研究』（学生社、一九七七年）一九六―二三八頁、伊藤循『隼人支配と班田制』（『千葉史学』四、一九八四年）二四頁、永山修一『隼人支配の特質』（前掲註三著書）一一五―一九頁、宮原武夫「律令国家と辺要―班田免除と租調庸賦課―」（『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年）二七―二八頁、菊池達也「桓武・平城朝における対隼人政策の諸問題」（前掲註一五著書、初出は二〇一六年）一八五頁、熊谷明希「隼人

郡の成立と『隼人之調』(『ヒストリア』二六二、二〇一七年) 三九〜四三頁。

(77) 『類聚三代格』卷八・調庸事・神護景雲三(七六九)年三月廿四日左大臣宣。

(78) 熊谷前掲註七六論文四一〜四三頁。

(79) 熊谷明希氏は、大宰府不丁地区SUSAS出土の隼人郡関連木簡を、その記載の簡略さから調庸以外の貢納物の付け札とみて、『隼人之調』と結びつけて考察している(九州歴史資料館における大宰府不丁地区SUSAS出土木簡の調査―大隅・薩摩国関係木簡を中心に―)、『アジア文化史研究』一六、二〇一六年)、前掲註七六論文三七〜三八頁)。しかし、持統天皇三(六八九)年の隼人の貢納物が「布五十疋、牛皮六枚、鹿皮五十枚」(『日本書紀』)であったことを考えると、出土木簡の「鹿兒島六十四斗」(木簡番号二二〇)は隼人の貢納物には似つかわしくない。もしこれが塩であれば、延喜主計式上に規定する薩摩国の調塩とみて、同氏が存在を示唆した隼人郡の非隼人系住民(前掲註七六論文二九頁)の調の付け札と考える余地はないだろうか。大隅国の付け札や南島(樺美嶋・伊藍嶋)の付け札には、それぞれ大きさや切り込みの位置と形状、上端部の整え方に共通性がみられることから、郡以下のレベルではなく大隅国や大宰府が作成した可能性が指摘されており(『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅴ―不丁地区遺物編2―』九州歴史資料館、二〇一四年、二八一頁)、その木簡の記載の簡略さも含めて、まさに隼人郡内の非隼人系住民の特殊な存在形態―中村明蔵氏の指摘する郷編成の困難性など(『薩摩国正税帳』についての二、三の問題)、『隼人と律令国家』名著出版、一九九三年、初出は一九八八年)一九六〜一九七頁)―や隼人郡の特殊性の反映である可能性も考慮

すべきであろう。

(80) 九世紀においても大宰府貢綿船が三〜七月の期間に上京していたことは『日本三代実録』貞観十一(八六九)年六月十五日・七月二日条から知られる(同年は五月二十二日進発)。

(81) あるいは「ひとえに輸す」と読むか、いずれにせよ不公平を是正しようとする文脈から判断して、「かたよって負担させる」の意味ではなく、一律に「調」を貢納させる意味であることは宮原前掲註七六論文二七頁の指摘の通りである。

(82) 吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)三九〇頁。

(83) 青木和夫「雇役制の成立」(『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年、初出は一九五八年)。

(84) 鈴木前掲註三〇論文二三七〜二三八頁。関係史料は、延喜隼人式・時服条、同身亡条、『日本後紀』大同三(八〇八)年十二月壬子(五日)条、『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事・大同四年正月七日太政官符。

(85) 俘囚見参は「台記」久安二(一一四六)年十一月十四日条にみえたあと(ここでは訴訟に対する不服から節会不参)、平安末期には「俘囚見参」から「非次侍従見参」に変わるとされる(弓野前掲註六一論文四四頁)。隼人の奉仕について永山修一氏は「小右記」長和元(一一〇二)年十一月廿二日条をあげて吠声の教習が十全に行われなくなっていると指摘し(『隼人の戦いと国郡制』(前掲註三著書)一〇二頁)、高林實結樹氏は吠声が鎌倉時代初期に中絶して建武四(一一三三)年に復活したものの室町時代前期には廃絶したとする(『隼人狗吠考』(『日本書紀研究』第十冊、塙書房、一九七七年)三二頁)。

管見に入った限りでは、鳥羽・崇徳の即位儀に隼人の吠声

がみえ（『殿曆』嘉承二（一一〇七）年十二月一日条、大日本史料総合データベース・史料稿本『中右記』『師元記』保安四（一一二三）年二月十九日条、保元三（一一五八）年十二月二十日の二条天皇即位に際しては吠声はみえないもの、単人の大衣二人が新調した装束を着して単人とともに応天門外の左右に陣したことが『二条天皇御即位記』（頼業記）にみえる。永万元（一一六五）年七月二十七日の六条天皇即位では『六条院御即位記』（師元記）に「単人吠犬」とある（ただし、『山槐記』同日条にはみえない）。一方、仁安三（一一六八）年「高倉院御即位記」（頼業記）には「単人吠三節（定無）其儀（歟）」とあり、この頃には即位儀で吠声が行われなくなるらしい。ただし、同年十一月二十二日の大嘗祭では「単人発吠声」とある（『兵範記』）。治承四（一一八〇）年に紫宸殿で即位した安徳天皇の場合、単人は建礼門外に陣したことが『安徳天皇御即位記』（頼業記）にみえるが吠声は記録されていない。寿永元（一一八二）年の安徳の大嘗祭を記録した壬生本『大嘗会記』に「単人可発吠□」〈而不発〉とあり、この大嘗祭では吠声しなかったことがわかる（高田義人・柿島綾子「安徳天皇大嘗会の記録」壬生本『大嘗会記』の紹介）（小原仁編『変革期の社会と九条兼実——「玉葉」をひらく』勉誠出版、二〇一八年）四一七頁。

鎌倉期以降、即位儀は太政官序で行われ、単人司は民部省南門内の左右に分陣したが吠声は行わなかったようであり（『岡屋関白記』貞永元（一一三三）年十二月五日条即位式、『妙槐記』（文永十一（一二七四）年後宇多院御即位記）に「此間単人可吠犬」、近代不吠之由、見承久外記良元記」とあるのは高林氏の指摘の通りである。ただし、高林氏が指摘する建武四年の吠声復活とは『洞院家記』二・御即位次第に

載せる光明天皇即位に際して洞院公賢が「諸人顧問之間、為述三所存、聊以草之」した「御即位儀」の次第に「単人吠三節」とあることによると思われるが、同様に洞院実夏が記した「即位略次第」（『後山階内相府記』）や、当日の様子を伝える「光明院御即位記」（玉英）には「吠声」がみられないため、実際に行われたかどうか疑わしい。儀式次第書に単人の吠声を載せるのは『後慈眼院殿雜筆』文龜元（一一五〇）年十二月の「御即位次第」も同様であり、それのみで吠声の実施を想定することはできない。平安末期の時点で、即位儀に単人は参列しながらも吠声は行わなくなつたとみるべきである。

なお、即位儀以外の奉仕としては、『岡屋関白記』建長二（一二五〇）年十月十三日条に朝覲行幸に際して単人二〇人の装束を新調したことがみえ、建武二年正月二日にも方違行幸のために丹波国に単人二〇人を召す官宣旨が出されており（水野智之「宮内庁書陵部所蔵『時元記』（下請符集）の翻刻と基礎的考察——『平安遺文』・『鎌倉遺文』未収録文書の紹介」、『鎌倉遺文研究』二二、二〇〇八年）八六―八七頁、その存在を長く確認できる。

(86) 『類聚国史』卷一五九・口分田・延暦十九（八〇〇）年十二月辛未（七日）条。

(87) 永山前掲註三論文一六九―一七〇頁。

(88) 単人身分を脱して公民となつた者として天平十（七三八）年周防国正税帳にみえる「薩麻国人右大舍人无位薩麻君国益」を挙げることができよう（『大日本古文书』編年文書之二、一三一頁）。彼はすでに「単人」とは呼ばれておらず、雑戸の身分にある畿内単人も異なる完全な公民の扱いであると思われる。

(89) 宮原前掲註七六論文二六〇二八頁。ただし、宮原氏が公民化の画期を延暦十一（七九二）年の「隼人之調」賦課に求める点は私見と異なる。

(90) 虎尾俊哉編『詠注日本史料 延喜式中』（集英社、二〇〇七年）一三八六頁「隼人の調布」（相曾貴志・堀部猛氏執筆）。

(91) 俘囚の場合であるが、『類聚三代格』卷十七「鬪免事・延暦十七（七九八）年四月十六日太政官符に「恒存旧俗、未_レ改_二野心_一、狩漁為_レ業、不_レ知_二養蚕_一」とあるように、粗野な「旧俗」の生業に対置されるものとして養蚕が挙げられている。

(92) 永山修一「平安時代前期の南九州」（前掲註三著書）一八〇～一八一頁。

(93) 下向井前掲註七四論文一五〇一六頁。下向井氏は寛平九（八九七）年の七道諸国居住陸奥国人に対する本郷送還政策（『類聚三代格』卷一二・隱首括出浪人事・寛平^{（九）}五年七月十九日太政官符）に俘囚移配政策の終焉を読み取っている。

(94) 『陸奥話記』中尊寺文書・天治三（一一二六）年三月廿四日中尊寺供養願文案。

(95) 神野清一「律令国家と賤民」（吉川弘文館、一九八六年）二五一～二六〇頁、佐藤宗諱「延喜奴婢停止令」（部落問題研究所編『部落史史料選集』第一巻、部落問題研究所出版部、一九八八年）。

(96) 神野清一「律令官賤身分の変質過程と中世における遺制」（『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会、一九九三年、初出は一九七九年）。

(97) 平田耿二『消された政治家菅原道真』（文藝春秋、二〇〇〇年）一六七～一七一頁。

(98) 「准的」による法運用については、佐藤進一「公家法の特

質とその背景」（『日本思想体系22 中世政治社会思想下』岩波書店、一九八一年）を参照。

(99) 延喜の奴婢停止令は、やはり延喜二（九〇二）年三月の延喜莊園整理令に付属して出された可能性が高いだろう。なお、延喜莊園整理令の歴史的位_二置_一づけについては今正秀『敗者の日本史3 撰関政治と菅原道真』（吉川弘文館、二〇一三年）二一六～二一八頁に依拠する。

（広島大学大学院総合科学研究科）